

事 務 連 絡
平成28年3月23日

各消費生活協同組合(連合会) 代表理事 殿

東京都生活文化局
消費生活部取引指導課長

電気事業法改正に伴う生協が行う電気関係事業実施に当たっての
留意事項について

標記の件について、厚生労働省から事務連絡がありましたので、下記のとおり写しを送付いたします。各消費生活協同組合（連合会）におかれましては、関係部署への周知のほどお願い申し上げます。

なお、本件に関してご不明な点等ございましたら、本事務連絡に記載の担当者宛てにご連絡ください。

本事務連絡及び厚生労働省からの事務連絡は、以下のウェブページに掲載していますので、ご活用ください。

(URL : <http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/chousa/seikyo/oshirase.html>)

記

<送付文書>

平成28年3月18日付事務連絡（厚生労働省社会・援護局地域福祉課消費生活協同組合業務室）（写）

<担当者>

東京都生活文化局消費生活部取引指導課
生活協同組合係

住所：東京都新宿区西新宿2-8-1

電話：03（5388）3060

FAX：03（5388）1332

E-mail：S0000580(at)section.metro.tokyo.jp